

議案第3号

幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

幸手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「432,000円」を「436,000円」に改め、同条第2号中「382,000円」を「385,000円」に改め、同条第3号及び第4号中「365,000円」を「368,000円」に改め、同条第5号中「353,000円」を「356,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

幸手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議員の議員報酬月額を改定したいので、この案を提出するものである。